

香川県高齢者運転免許卒業生支援事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、身体機能の低下により不安を抱えながら自動車の運転を継続している高齢者等に対し、公共交通機関利用時の割引の拡充や小売店・飲食店・温泉施設等における各種割引等の特典（サービス）の提供を通じて、自動車等の運転からの卒業を促進し、もって、高齢者の交通事故の抑止と交通安全の確保を図ることとする。

(事業の概要)

第2条 香川県知事（以下「知事」という。）は、香川県高齢者運転免許卒業生支援事業の趣旨に賛同する香川県内の公共交通機関や小売店・飲食店・温泉施設等（支店（店舗）等を含む。）（以下「事業所等」という。）を「高齢者運転免許卒業生優遇店」（以下「優遇店」という。）として登録するものとする。

2 知事は、当該優遇店を香川県ホームページ及びリーフレットに掲載するなど広報に努めるものとする。

(優遇店事業者等の責務)

第3条 優遇店として登録を受けた者（以下「優遇店事業者」という。）は、香川県内に居住する運転免許証を自主返納した65歳以上の高齢者又は運転免許の有効期限が切れていて、再取得の意思がない65歳以上の高齢者等（以下「卒業高齢者」という。）が運転経歴証明書又は高齢者運転免許卒業カード（以下「卒業カード」という。）の提示等をした場合には、卒業高齢者等に各種割引等の特典（サービス）を提供するものとする。

2 市町等公的機関においても、可能な限り卒業高齢者等に対する特典（サービス）の提供に努めるものとする。

(個人情報の保護)

第4条 優遇店事業者は、本要領による卒業高齢者等に対する特典（サービス）を提供するため個人情報を取り扱うに当たっては、個人の権利及び利益を侵害しないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

(登録の手続き)

第5条 優遇店の登録を受けようとする者は、知事に高齢者運転免許卒業生優遇店登録申込書（以下「登録申込書」という。）（様式第1号）を提出するものとする。

2 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、優遇店の登録を受けようとする者と高齢者運転免許卒業生優遇店登録協定書（以下「協定書」という。）（様式第2号）を締結し、高齢者運転免許卒業生優遇店登録台帳（以下「登録台帳」という。）（様式第3号）に特典（サービス）を提供する支店（店舗）名等を登録するものとする。

(1) 登録申込書の内容が本事業の趣旨にそぐわないと認められるとき。

(2) 事業所等の代表者又は役員等が暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者であったとき。

(3) その他優遇店として適当でないとして認められるとき。

3 知事は、前項の規定により登録した優遇店に対し高齢者運転免許卒業生優遇店登録証（以下「登録証」という。）（様式第4号）及び高齢者運転免許卒業生優遇店ステッカー（以下「ステッカー」という。）を1事業所（1店舗）ごとに交付するものとする。

(登録の変更)

- 第6条 優遇店事業者は、登録申込書に記載した内容を変更しようとするときは、概ね1か月前までに知事に高齢者運転免許卒業優遇店登録変更届（以下「登録変更届」という。）（様式第5号）を提出するものとする。
- 2 知事は、前項の規定により提出のあった登録変更届の内容が本事業の趣旨にそぐわないと認められる場合は、優遇店事業者と協議の上、補正を求めることができる。この補正に係る費用は当該優遇店事業者の負担とする。
 - 3 知事は、登録変更届の内容が適当と認められるときは、当該変更内容を登録台帳並びに香川県ホームページ及びリーフレットに掲載するものとする。
 - 4 前項の規定は、第2項の補正が完了したときについて準用する。
 - 5 優遇店事業者は、特典（サービス）の内容を変更したときは、卒業高齢者等に混乱を与えないよう配慮しなければならない。

(登録の抹消)

- 第7条 優遇店事業者は、廃業その他やむを得ない理由により優遇店の登録を抹消したいときは、概ね1か月前までに高齢者運転免許卒業優遇店登録抹消届（以下「登録抹消届」という。）（様式第6号）を提出するとともに、交付された登録証を返納し、ステッカーを廃棄するものとする。
- 2 知事は、前項の規定により登録抹消届が提出されたときは、当該優遇店事業者に対し高齢者運転免許卒業優遇店登録抹消受理書（様式第7号）を交付するとともに、登録台帳並びに香川県ホームページ及びリーフレットから削除するものとする。

(登録の取消し)

- 第8条 知事は、優遇店事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該優遇店の登録を取り消すことができる。
- (1) この要領の規定に違反したとき。
 - (2) 登録申込書又は登録変更届に虚偽の記載があったとき。
 - (3) 優遇店事業者が第6条第2項の規定による補正に応じないとき。
 - (4) 優遇店事業者が登録内容を無断で変更したとき。
 - (5) 優遇店の代表者又は役員等が暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者であったとき。
 - (6) その他優遇店として適当でないと認められるとき。
- 2 知事は、前項の規定により登録を取り消したときは、当該優遇店事業者に対し高齢者運転免許卒業優遇店登録取消通知書（様式第8号）を交付するとともに、登録台帳並びに香川県ホームページ及びリーフレットから削除するものとする。
 - 3 第1項の規定により登録を取り消された事業者は、交付された登録証を返納し、ステッカーを廃棄しなければならない。
 - 4 第1項の規定による登録の取消しにより損失が生じた場合においても、その損失は、当該事業者の負担とする。

(電子情報処理組織を使用して行う手続の特例)

- 第9条 第6条及び第7条の規定による届出については、電子情報処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と届出をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。
- 2 前項の規定により行われる届出については、香川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年香川県規則第73号）の規定の例による。

(助言及び情報の提供)

第10条 知事は、関係機関等と連携して、優遇店事業者に対し、高齢者の交通安全のために必要な助言及び情報の提供をすることができる。

(事務処理)

第11条 この要領に関する事務は、香川県危機管理総局くらし安全安心課において処理する。

(補則)

第12条 この要領に定めるもののほか、高齢者運転免許卒業優遇店の登録に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成26年5月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成29年11月1日から施行する。
- 2 この要領の施行までに改正前の要領の規定に基づき登録を受けた優遇店事業者のうち、運転免許の有効期限が切れていて、再取得の意思がない65歳以上の高齢者等に対し、各種割引等の特典（サービス）を提供することを承諾しない者の取り扱いについては、なお従前の例による。
- 3 前項に該当する場合を除き、優遇店事業者は、改正後の要領第5条の登録申込書の提出があったものとみなす。